

# 税のお知らせ

## ◆休日納税窓口を開きます

4月7日(日)・21日(日)・5月5日(祝)、午前9時～午後3時 豊岡収納課(第二庁舎3階) ☎963-9142

## ◆平成31年度(2019年度)分の市・県民税について

市・県民税の申告や所得税の確定申告等に基づいて、平成31年度(2019年度)の市・県民税が課税となる方は、6月からお納めください。

また、前年の所得等の記載のある31年度(30年分)の市・県民税課税証明書・非課税証明書の交付の開始は、次のとおりです。

▽給与からの特別徴収(差し引き)の方:5月17日(金)から  
▽公的年金から特別徴収(差し引き)の方:6月14日(金)から

普通徴収の方:6月6日(木)から  
交付の開始までは、30年度(29年分)が最新年度です。証明書の交付を請求する場合は、何年度の証明書が必要なのか、

# 国保のお知らせ

## ◆医療費のお知らせをお送りします

医療機関等を受診された国民健康保険加入者へ「医療費のお知らせ(平成30年11月・12月診療分)」を発送します。医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう。

※再発行はできませんので大切に保管してください  
国民健康保険課 ☎963-9154

## ◆ジェネリック医薬品利用差額通知をお送りします

1月診療分のうち、生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病)に関する薬剤でジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が300円以上の削減効果を見込める方に通知を発送します。

ジェネリック医薬品への切り替えをご希望の方は、医師や薬剤師と相談し、積極的にご利用

提出先等にご確認ください。  
国民健康保険課 ☎963-9144

国民健康保険課 ☎963-9154

## ◆国民健康保険税の仮徴収額決定・変更通知書をお送りします

平成31年度(2019年度)の国民健康保険税を6月から新たに年金からの特別徴収で納付される方に仮徴収額決定通知書を発送します。

また、31年度の国民健康保険税を年金からの特別徴収で納付される予定だった方のうち、6月以降納付方法が口座振替または納付書での支払いに変更となった方へ、仮徴収額変更通知書を4月16日(火)に発送します。

年金からの特別徴収を口座振替に変更する場合は、国民健康保険課または北部・南部出張所でご申請ください。すでに年金

からの特別徴収で納付されている方も変更できます。5月31日(金)までに申請すると6月は年金からの特別徴収、7月からは口座振替に変更となります。

申請には保険証、振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替を申し込む方のみ)が必要です。

国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963-9146

## ◆国民健康保険税の納税通知書をお送りします

平成30年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替の方には通知書のみ)を4月16日(火)に発送します。

国民健康保険課 ☎963-9146

## 市税等の納付には口座振替が便利です

一度申し込めば、指定した金融機関の口座から納付期限の日

自動的に引き落とされ納付することができます。手続きした月の翌月の納期分から口座振替が開始されます。

〈口座振替できる税金〉市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

※納付期限が過ぎた市税等は取り扱えません

〈申込み〉納税通知書に記載された金融機関、市役所収納課、北部・南部出張所へ預貯金通帳と届出印、納税通知書をお持ちのうえ、市内の金融機関等に置いてある「越谷市口座振替依頼書」または納税通知書に添付されている「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押してご提出ください

国民健康保険課 ☎963-9141

## 越谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ

# 平成31年度(2019年度)人間ドック検診料の一部を助成します

平成31年度(4月1日～平成32年(2020年)3月31日)に受診した人間ドックの検診料を1人につき1年度に1回、1万円を限度に助成します。詳しくは、市ホームページまたは5月下旬に送付する特定健診の受診券に同封するチラシをご覧ください。

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	年度年齢40歳以上で越谷市国民健康保険に加入の方	越谷市で資格を有する後期高齢者医療制度に加入の方
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がないこと</li> <li>人間ドックの検査項目に特定健康診査の基本的な検査項目を含むこと</li> <li>助成を受ける年度の特定健康診査または後期高齢者健康診査を受診していないこと</li> </ul>	

\*助成後に特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診していたことが判明した場合、助成金を返還していただきます

国民健康保険課(第二庁舎1階)

▷国民健康保険に加入の方…給付担当 ☎963-9154

▷後期高齢者医療制度に加入の方…後期高齢者医療担当 ☎963-9170

## 空き家等の問題に関する計画を策定しました

### 計画策定の背景と目的

近年、人口減少や建築物の老朽化などに伴い、使用されていない建築物が全国的に増加しています。中には、所有者等が適正な管理をしておらず、近隣の環境に悪影響を及ぼす空き家等があります。

越谷市でも、空き家等の問題は例外でないことから、幅広い観点から空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とした「越谷市空き家等対策計画」(期間は平成31年度(2019年度)～36年度(2025年度)の7年間)を3月に策定しました。

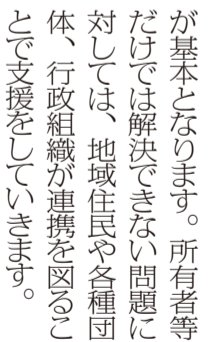
### 基本的方針

空き家等対策に関する施策を実施するため、次の3つの基本的な方針を定めます。

- 空き家等の適正管理の促進
- 空き家等の発生予防・抑制
- 空き家等の活用・流通の促進

### 実施体制

空き家等の問題を解決するには、所有者等みずからが適正な管理や活用等を行うこと

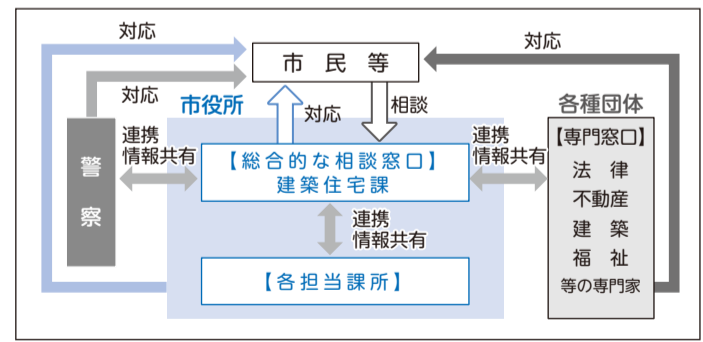


### 計画の目標

▽情報の周知および関心の向上  
▽地域住民や各種団体と連携体制の構築  
▽相談窓口の整備  
▽除却等および活用の促進  
▽空家バンクの充実  
空家等対策計画策定に関する説明会の開催

### 相談体制

空き家等に関する総合的な相談窓口を設置し、各担当課所、警察、各種団体と連携や情報共有を図ることで、市民等からの相談に対応します。



### 協定の概要

相談窓口の設置、各分野の専門団体等との連携・協力、利活用等に関する収支・試算の提案、具体的な利活用等の実施およびフォローアップ、空き家等利用希望者とのマッチング(公社) 埼玉県宅建物取引業協会越谷支部による空家等相談については、15面をご覧ください。  
建築住宅課 ☎963-9192

## 5月の市民課の休日窓口は5月5日(祝)です